

第4次別海町備蓄資機材整備計画

(令和4年度から令和8年度まで)

令和3年11月

総務部 防災交通課

目次

I. 総則	1
1. 本計画の位置づけ	1
2. 備蓄の基本的な考え方	1
II. 備蓄対象人数	2
III. 備蓄品目	5
IV. 備蓄目標	5
1. 食糧	5
2. 生活必需品	6
3. 消毒液	8
4. 資機材等	8
V. 更新計画	9
VI. 各地区の備蓄拠点への分散備蓄	9
1. 備蓄拠点の機能・役割	9
2. 備蓄拠点について	9
VII. 協定事業所一覧	9

I. 総則

1. 本計画の位置づけ

近年、日本各地で大きな地震や大雨による河川の氾濫等が頻発し、住民が避難しなければならない事態が多く発生しています。

本町においても、発生が懸念されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に代表される巨大地震や異常気象が発生し、住民が避難を余儀無くされる可能性が十分にあることから、備蓄食糧や備蓄資機材（以下、「備蓄資機材等」という。）を整備し各避難所に配備することで、初動体制が確立できるよう、本計画を策定するものです。

また、本計画は本町の備蓄資機材等に関して整備方針や配備概要を年次的に行なえるようにまとめたものであり、計画の変更があった場合は、本計画の改正に取り組むものとし、計画上で記載されていない備蓄資機材等についても、必要に応じた機動的な整備を妨げるものではないものです。

なお、計画が完了した際は、その成果を検証し新たな計画の策定等を行うことで、町の備蓄資機材等の管理と住民への提供に万全を期すものとします。

2. 備蓄の基本的な考え方

本計画では、計画の効果的な促進のため、自助（住民が自らの安全を自らで守ることをいう。）、共助（住民等が地域において互いに助け合うことをいう。）及び公助（町、道及び防災関係機関が実施する対策をいう。）の考え方にに基づき、備蓄区分を、①町が行う行政備蓄、②住民による家庭内備蓄、③町内会等が行う地域内備蓄、④企業が従業員のために行う企業内備蓄、⑤商業店舗による流通在庫備蓄、という区分のもと、住民・企業・行政の一体的な取り組みを基本とします。

また、災害時には家屋の倒壊や焼失等により、多数の避難者や負傷者の発生が予想されることから、住民自らが非常用持出品として食糧等の備蓄をすることを期待し、町も食糧や生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材等を備蓄するものとします。

なお、本計画は行政備蓄に関する計画とし、計画期間は令和4年度から令和8年度までの5ヶ年とします。

備蓄体制	概要
行政備蓄	<ul style="list-style-type: none">行政備蓄とは、町が平常時から行う食糧や飲料水、または資機材等の備蓄をいいます。大規模な災害時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者が発生することが予想されるため、行政備蓄として平常時から食糧、生活必需品及び災害応急対策に必要な防災資機材等の備蓄を行う必要があります。
家庭内備蓄	<ul style="list-style-type: none">家庭内備蓄とは、住民が自らの家庭内において食糧や飲料水、または生活必需品等の備蓄を行うなど、日頃から災害時に必要な物資を備えておくことをいいます。家庭内備蓄の充実に向け、自主防災組織の活動等を通じ、広報や啓発に努め、家庭内の備蓄を推進します。

<p>地域内備蓄 企業内備蓄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内備蓄とは、地域の町内会や自主防災組織等が平常時から、自主的に地域内の食糧や飲料水、または資機材等を確保し備蓄しておくことをいいます。 ・企業内備蓄とは、災害時における従業員との連絡方法を定め必要な食糧や飲料水、または資機材等の備蓄を推進することをいいます。 ・両者は、災害が発生した場合には地域住民と協力し、地域における活動を協働で行う必要があります。
<p>流通在庫備蓄</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・流通在庫備蓄とは、町内外の食料品店、商店、その他事業所等と町が協定等を予め締結し、災害時に必要な物資（食糧や生活必需品等）を調達することをいいます。 ・流通在庫備蓄を活用することによって、町全体の備蓄体制がより強固になります。 ・災害時の流通備蓄の円滑な調達が行えるよう、協定の締結を推進します。

Ⅱ． 備蓄対象人数

備蓄対象人数は、海岸地区（尾岱沼潮見町を除く）全人口のほか、北海道防災会議地震火山対策部会地震専門委員会ワーキンググループが示す「標津断層帯地震」の被害想定を基に、全体の避難者数を想定します。

※参考：海岸地区（尾岱沼潮見町を除く）全人口（R3.9.30現在、人口世帯数統計表）

字 名	人 口
走古丹	1 6 6 人
本別海	2 2 9 人
床 丹	2 5 4 人
尾岱沼	2 0 5 人
尾岱沼港町	2 7 5 人
尾岱沼岬町	1 1 4 人
合 計	1, 2 4 3 人

※参考：標津断層帯地震（冬季の夕方）の被害想定

被害想定項目	細項目	被害数
建物被害	全壊棟数	52棟
	半壊棟数	346棟
人的被害	死者数	1人未満
	重傷者数	2人
	軽傷者数	16人
避難者数	避難所生活者数	1,324人
	避難所外避難者数	713人
避難者数 合計	—	2,037人

※出典：道防災会議/地震火山対策部会地震専門委員会/想定地震見直しに係るWGの避難者数（避難所生活者、避難所外避難者）が最大となる「冬期の夕方」の被害想定結果を用いる。

※参考：全体の想定避難者数

- (1) 別海町の全人口 14,622人 ※R3.9.30現在、人口世帯数統計表による
 (内訳) 海岸人口 1,243人 ※尾岱沼潮見町を除く
 内陸人口 13,379人
- (2) 別海町の避難者数 2,037人 ※H30.2月北海道防災会議地震専門委員会による
 (内訳) 避難所生活者 1,324人
 避難所外避難者 713人
- (3) 別海町の避難者割合 13.3% (=2,037人/15,341人 ※H30.2月)

【別海町の想定避難者数】3,000人(≒3,022人)

- (内訳) 海岸人口 1,243人 (=海岸地区100%)
- 内陸人口 1,779人 (=内陸人口13,379人×避難者割合13.3%)
- 合計 3,022人

「標津断層帯地震」は、近年頻発している内陸型地震とされ、高い震度が想定されているほか、北海道が令和3年度に作成した千島海溝（根室沖・十勝沖）で発生が懸念される巨大地震により発生する津波浸水想定では、海岸地域において3m以上の津波が発生するとされています。

「標津断層帯地震」による被害想定において、別海町での避難者数が最大となるのは「冬期の夕方」とされており、想定される避難者数は2,037人で、人口の概ね13.3%と考えられています。

この被害想定のほか、津波による被害を考慮した別海町独自の指標として、海岸地区については、尾岱沼潮見町を除く全地区の住民を対象に試算することとします。

備蓄食糧対応期間は、発災後に国や道が実施するプッシュ型支援が到着することを考慮し、町全体として3日間9食分としますが、このうち1日間3食分については民間事業者や自助による各世帯の備蓄を期待し、行政備蓄は2日間6食分の備蓄を目標とします。

備蓄体制の構築において、町は次の目標数を定めますが、不足が生じる事態となった場合を想定し、町内外にある事業者等とあらかじめ応急生活物資の供給に関する協定等の締結を行い、震災時に必要な物資を調達する仕組みを整備します。

このことにより、家庭内備蓄、地域内備蓄、企業内備蓄、流通在庫備蓄等による複合的かつ重層的な備蓄体制の整備を目指します。

【備蓄体制の目安とする食料等供給対象人口】

	行政備蓄
目標人数	3,000人分

【必要とする数量】

	行政備蓄
食料	3,000人×6食=18,000食
飲料水	3,000人×6ℓ=18,000ℓ

※計算方法：食料・飲料水の数量は、1日3食・3ℓで計算。

【行政備蓄における年齢等区分別の対象人口】

年齢区分	対象人口	構成割合	摘要
対象者数	3,000人	100%	飲料水
0歳	20人	0.68%	粉ミルク、哺乳瓶、紙おむつ
1～2歳	40人	1.33%	アルファ米（おかゆ等）、紙おむつ
3歳以上	2,940人	97.99%	アルファ米（通常、雑炊等）、みそ汁
女性	676人	22.54%	生理用品（10～50歳対象）

※各対象者数は、現在年齢別人口調べ（R. 3. 9. 30現在）における年齢及び性別割合を、3,000人に乗じて算出している。

※参考：各対象者数の算出方法

- (1) 別海町の全人口 14,622人 ※R3. 9. 30現在、人口世帯数統計表による
 (内訳) 0歳 99人
 1～2歳 194人 ※1歳：98人、2歳：96人
 3歳以上 14,329人 ※うち10～50歳：6,700人

- (2) 各対象者の割合（全人口14,622人に対する比率）
 0歳 0.68% (≒ 99人/14,622人)
 1～2歳 1.33% (≒ 194人/14,622人)
 10～50歳 45.82% (≒ 6,700人/14,622人)
 女性 49.2% (≒ 7,199人/14,622人)

- (3) 年齢区分別の各対象者数（行政備蓄の目標人数3,000人の内数）
 0歳 20人 (≒ 3,000人×0.68%)
 1～2歳 40人 (≒ 3,000人×1.33%)
 女性 676人 (≒ 3,000人×45.82%×49.2%)

- (4) 在宅の介護認定者数（要介護1～5）の割合
 別海町の全人口 14,622人 ※R3. 9. 30現在、人口世帯数統計表による
 要介護認定者合計 382人 ※R3. 4. 1現在、介護支援課資料による
 要介護認定者の割合 2.61% (≒382人/14,622人)
 78人 (≒3,000人×2.61%)

【行政備蓄における在宅介護認定者の対象人口】

年齢区分	対象人口	構成割合	摘要
在宅介護認定者 (要介護1～5)	78人	2.61%	大人用紙おむつ

Ⅲ. 備蓄品目

備蓄品目は、家屋が全壊・半壊して避難した住民にとって、災害発生後、町や事業者からの物資が届くまでの間、緊急かつ必要不可欠な食糧、生活必需品等とします。

種類	品目
ア 食糧・飲料水等	粉ミルク（ミルクアレルギー対応） アルファ米（アレルギー28品目不使用、雑炊等対応） 乾燥みそ汁 飲料水（500mlペットボトル）
イ 生活必需品	哺乳瓶 子ども用紙おむつ 大人用紙おむつ 生理用品 簡易トイレ
ウ 消毒液	アルコール 次亜塩素酸ナトリウム
エ 資機材等	カセットガス

Ⅳ. 備蓄目標（令和4年度～令和8年度）

1. 食糧

食糧は、行政備蓄目標人口である3,000人に対し、粉ミルクについては3日分を、アルファ米、乾燥みそ汁、飲料水については2日分を目標に、次のとおり備蓄します。

品目	粉ミルク《対象：0歳》
備蓄計画	<p>【備蓄基準】 1回当たり調乳量200ml（粉換算26g）、1日5回（粉換算130g）、3日分（1人あたり390g）</p> <p>【目標数量】 20人×390g＝7,800g ※目標数量は上記のとおりだが、備蓄・使用時の衛生面を考慮し、各指定避難所32か所に1缶ずつ整備する。</p> <p>【更新時期】 保存期間約1.5年のため、保存期間前に更新（毎年更新） 更新を行った粉ミルクは、保健関連事業等で活用する。</p>

品 目	アルファ米（おかゆ（雑炊等）対応） アレルギー２８品目不使用 《対象：対象者全数》
備蓄計画	<p>【備蓄基準】 注水後の内容量 １食あたり 通常で２６０g程度、雑炊等で３９０g程度 食物アレルギー特定原材料等２８品目不使用</p> <p>【目標数量】 ３，０００人×６食＝１８，０００食 ※以上の目標数量のうち、白米（おかゆ対応）５割、味付きアルファ米（「ドライカレー」、「五目ごはん」、「わかめごはん」、雑炊等対応）５割として整備する。</p> <p>【更新時期】 保存期間５年（入れ替えの管理、大量廃棄を避けるため、４年サイクルで更新）</p>

品 目	乾燥みそ汁 《対象：対象者全数》
備蓄計画	<p>【備蓄基準】 注水後の内容量 １食あたり１６０ml程度</p> <p>【目標数量】 ３，０００人×６食＝１８，０００食</p> <p>【更新時期】 保存期間５年（入れ替えの管理、大量廃棄を避けるため、４年サイクルで更新）</p>

品 目	飲料水 保存水 《対象：対象者全数》
備蓄計画	<p>【備蓄基準】 １人あたり１日３ℓ（飲料用２ℓ、アルファ米用１ℓ）※５００ml×６本</p> <p>【目標数量】 ３，０００人×６本（３ℓ）×２日＝１８，０００ℓ</p> <p>【更新時期】 保存期間１０年（入れ替え管理、大量廃棄を避けるため、９年サイクルで更新） ※更新に係る費用を均等にするため、令和１１年度まで保存期間１０年の飲料水と保存期間５年の飲料水の組み合わせにより更新する。</p>

２．生活必需品

生活必需品の哺乳瓶、子ども用紙オムツ、生理用品については３日分を目標に、次のとおり備蓄します。

品 目	哺乳瓶（使い捨て）《対象：０歳》
備蓄計画	<p>【備蓄基準】 １人あたり１日５本</p> <p>【目標数量】 ２０人×１日５本×３日分＝３００本≒２８８本※販売単位が９６本のため</p> <p>【更新時期】 保存期間３年（３年で劣化するため、３年おきに更新） 更新を行った哺乳瓶は保健関連事業等で活用する。</p>

品 目	子ども用紙オムツ（乳幼児用含む）《対象：0～2歳》
備蓄計画	<p>【備蓄基準】 1人1日あたり8枚を目安として約3日分を備蓄する。</p> <p>【目標数量】 60人（0～2歳）×8枚×3日分＝1,440枚 ※目標数量は上記のとおりだが、備蓄・使用時の衛生面を考慮し、地域各拠点12か所に各サイズ1パックずつ整備する。 新生児用、Sサイズ、Mサイズ、Lサイズ、Bigサイズ 各12パック 【1パック目安：新生児用（テープ）90枚、Sサイズ（パンツ）62枚、Mサイズ（パンツ）58枚、Lサイズ（パンツ）44枚、Bigサイズ（パンツ）38枚】</p> <p>【更新時期】 保存期間3年（3年で劣化するため、3年置きに更新） 更新を行った紙おむつは保健関連事業等で活用する。</p>

品 目	大人用紙おむつ《対象：要介護者等》
備蓄計画	<p>【備蓄基準】 1人1日あたり2枚（排泄回数8回）を目安として約3日分を備蓄する。</p> <p>【目標数量】 78人×2枚×3日分＝468枚 ※目標数量は上記のとおりだが、備蓄・使用時の衛生面を考慮し、地域各拠点12か所にM～L及びL～LLサイズ1パックずつ（車両センターのみ4パック）整備する。 M～Lサイズ20枚、L～LLサイズ18枚 1枚あたり排泄回数5回分</p> <p>【更新時期】 保存期間3年（3年で劣化するため、3年置きに更新） 更新を行った紙おむつは保健関連事業等で活用する。</p>

品 目	生理用品《対象：女性》
備蓄計画	<p>【備蓄基準】 1人1日あたり8枚を目安として約3日分を備蓄する。</p> <p>【目標数量】 676人×8枚×3日分＝16,224枚 378パック≒390パック (1パックの目安：43枚 ※昼用28枚、夜用15枚)</p> <p>【更新時期】 保存期間10年 更新を行った生理用品は保健関連事業等で活用する。</p>

品 目	災害時用簡易トイレ《対象：対象者全数》
備蓄計画	<p>【備蓄基準】 1人1日あたり5回分を目安として約3日分を備蓄する。</p> <p>【目標数量】 $3,000 \times 5 \text{枚} \times 3 \text{日分} = 45,000 \text{回分}$</p> <p>【更新時期】 保存期間10年 更新を行った災害時用簡易トイレは生ゴミ等の凝固剤としての利用及び町の事業等で活用する。</p>

3. 消毒液

感染症対策用品の消毒液（アルコール、次亜塩素酸ナトリウム）については学校を除く指定避難所に各1個を目標に、次のとおり備蓄します。

品 目	アルコール
備蓄計画	<p>【備蓄基準】 各施設1缶（17ℓ）</p> <p>【目標数量】 $15 \text{施設} \times 1 \text{缶} = 15 \text{缶}$</p> <p>【更新時期】 保存期間3年（3年で劣化するため、3年おきに更新） 更新を行ったアルコールは本町の事業等で活用する。</p>

品 目	次亜塩素酸ナトリウム
備蓄計画	<p>【備蓄基準】 各施設1本（3ℓ）</p> <p>【目標数量】 $15 \text{施設} \times 1 \text{本} = 15 \text{本}$</p> <p>【更新時期】 保存期間3年（3年で劣化するため、3年おきに更新） 更新を行った次亜塩素酸ナトリウムは本町の事業等で活用する。</p>

なお、現有の備蓄食糧や備蓄資機材については、別表のとおりです。

4. 資機材等

避難所に配備しているカセットコンロの燃料（カセットガス）については、各備蓄拠点に配備しているカセットコンロ1台につき3本を目標に、次のとおり備蓄します。

品 目	カセットガス
備蓄計画	<p>【備蓄基準】 各施設6本（2パック）</p> <p>【目標数量】 $\text{コンロ} 25 \text{台} \times 1 \text{缶} (1 \text{日分}) \times 3 \text{日} = 75 \text{缶}$ $75 \text{缶} \div 96 \text{缶} (\text{販売単位} 48 \text{缶} / 1 \text{箱}) \times 2 \text{箱}$</p> <p>【更新時期】 保存期間7年（7年おきに更新） 更新を行ったカセットガスについては、使用時の事故のおそれがあることから、製造業者の推奨する処分方法により処分する。</p>

V. 更新計画

備蓄品の更新については、各年度における保存期間を考慮しながら、年次的に行っていくこととします。

また、保存期間が1年を切った食糧については、教材としての学校への提供や地域での防災訓練及び自主防災組織の研修等への提供により防災意識の啓発を図るほか、フードバンク等の社会福祉団体への寄贈及び本町の事業での利活用を検討することとします。また、やむを得ず保存期限が切れてしまった食糧については、リサイクル等による利活用を図ります。

VI. 各地区の備蓄拠点への分散備蓄

1. 備蓄拠点の機能・役割

過去の災害の経験や、本町の道路事情及び地形を考慮し、地区ごとの避難施設等の備蓄拠点へ分散備蓄を行います。

※分散備蓄とは

災害時、備蓄物資の供給対象者に対し、速やかに必要な物資が適宜配分できるよう、災害時の指定避難収容施設を中心に分散して物資を配備する体制をいいます。

2. 備蓄拠点について

本町の備蓄拠点は、次の施設とする。

- (1) 走古丹地域防災センター
- (2) 本別海地域防災センター
- (3) 床丹地域防災センター
- (4) 尾岱沼地域センター「きらくる」
- (5) 尾岱沼東公民館
- (6) 中春別地域センター
- (7) 中西別地域センター
- (8) 上風連地域センター
- (9) 西春別地域センター「みらい館」
- (10) 西春別ふれあいセンター
- (11) 上春別地域センター
- (12) 役場車両センター
- (13) 別海町役場

VII. 協定事業所一覧

分野別	締結年月日	協定名	締結先
医療	H8. 7. 16	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人根室市外三郡医師会
相互支援・広域応援	H9. 11. 5	災害時における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	北海道/市町会/町村会
通信	H10. 4. 1	災害発生時における別海町と別海郵便局の協力に関する協定	別海郵便局 (日本郵便株式会社)
医療	H14. 3. 18	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人釧路歯科医師会
支援・復興	H18. 4. 21	災害時における応急措置に関する協定	別海町建設業協会
物資	H19. 12. 18	災害対応型自動販売機による協働事業に関する協定	北海道コカ・コーラボトリング株式会社
支援・復興	H22. 5. 31	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局
支援・復興	H22. 11. 17	災害等の発生時における別海町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動の支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会
相互支援・広域応援	H25. 8. 23	根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町 根室管内5市町防災基本協定	根室市/中標津町/標津町/羅臼町
輸送	H26. 12. 16	緊急時における輸送業務に関する協定	一般社団法人釧根地区トラック協会中標津支部
相互支援・広域応援	H23. 7. 8	広域的大規模災害時における友好都市間の相互応援協定	大阪府枚方市/高知県四万十市/沖縄県名護市
物資	H29. 12. 14	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	株式会社セブンイレブンジャパン
支援	H30. 5. 1	包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社
物資	R1. 7. 17	災害時等における燃料の供給等に関する協定	釧根地方石油業協同組合
物資	R2. 3. 19	災害時等における物資供給等防災に関する協力協定	王子コンテナ株式会社 釧路工場
支援・復興	R2. 10. 15	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン北海道エリアグループ

第4次別海町備蓄資機材整備計画

令和 3年11月作成

別海町総務部 防災交通課